

令和3年第3回辰野町議会定例会会議録（18日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 令和3年3月18日 午後2時00分

3. 議員総数 12名

4. 出席議員数 12名

1番 吉澤光雄 2番 向山光

3番 瀬戸純 4番 舟橋秀仁

5番 松澤千代子 6番 山寺はる美

7番 樋口博美 8番 池田睦雄

9番 津谷彰 10番 矢ヶ崎紀男

11番 小澤睦美 12番 岩田清

5. 会議事項

日程第1 議案第11号 辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第12号 辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第13号 辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第21号 債権の放棄について

日程第5 議案第1号 令和3年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、
1 議会費、2 総務費、4 衛生費の内水道費、6 農林水産業費、
7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費

議案第2号 令和3年度辰野町上水道事業会計予算

議案第3号 令和3年度辰野町下水道事業会計予算

議案第8号 令和3年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算

日程第6 議案第1号 令和3年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3 民生費、4 衛生費（水道費を除く）、10 教育費

議案第4号 令和3年度辰野町国民健康保険特別会計予算

- 議案第 5 号 令和 3 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
 議案第 6 号 令和 3 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 7 号 令和 3 年度町立辰野病院事業会計予算
 議案第 9 号 令和 3 年度辰野町介護保険特別会計予算
 日程第 7 議案第 17 号 令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 16 号）
 日程第 8 議案第 18 号 令和 2 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
 日程第 9 議案第 20 号 令和 2 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 10 議案第 24 号 辰野町第 6 次総合計画基本構想の変更について
 日程第 11 議案第 25 号 辰野町第 6 次総合計画前期基本計画について
 日程第 12 請願・陳情についての委員長報告
 日程第 13 追加提出議案の審議について
 議案第 26 号 令和 3 年度辰野町一般会計補正予算（第 1 号）
 日程第 14 議会閉会中の委員会の継続審査について
 日程第 15 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹
住民税務課長	竹 村 智 博	保健福祉課長	小 澤 靖 一
産業振興課長	赤 羽 裕 治	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	中 村 京 子	生涯学習課長	西 原 功
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広
 議会事務局庶務係長 田 中 香 織

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 11 番 小 澤 睦 美
 議席 第 1 番 吉 澤 光 雄

9. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

定足数に達しておりますので、令和3年第3回定例会、第18日目の会議は成立しました。欠席届について、菅沼こども課長より欠席届が提出されていますので報告します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。

日程第1、議案第11号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第2、議案第12号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第13号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第21号、債権の放棄について、以上4議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、瀬戸純議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(瀬戸)

本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託された議案第11号、第12号、第13号及び21号の4件の審査結果を報告いたします。3月10日及び11日福祉教育常任委員会室において委員全員が出席し、各担当課職員に内容説明を求め審査を行いました。はじめに議案第11号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由は、第8期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定に伴う介護保険料の改定及び税制改正により、介護保険料や保険給付の負担水準等に関して不利益が生じないように、介護保険法施行令等の見直しが行われたことに伴い条例の一部を改正したいとのことです。説明では令和3年度から令和5年度までの介護保険料の基準額月額5,000円は据え置きとし、保険料率の該当年度の変更、措置法第35条の3第1項の譲渡所得者の追加、納税年額7万8,000円第7段階の該当者を合計所得金額200万円未満から210万円未満に、8万7,000円第8段階の該当者を300万円未満から320万円未満に変更。相続税及び贈与税の延納手続きに掲げる者に対する税率の変更などである。また、経過措置の変更、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例などの説明を受けました。質疑では「負担水準等に関して不利益が生じないように」との質問に対して「平成30年度の税制改正で令和2年1月からの給与所得・公

的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除額を10万円引き上げたことにより、所得額が収入金額に変化がないにも関わらず、増加することで不利益が生じることがないようにするため、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額について10万円を控除して得た額によるものとする」との答弁がありました。次に議案第12号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由は令和3年度の介護報酬改定にあわせて辰野町が指定する地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準について見直しを行うため条例の一部を改正したいとのことです。説明では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等及びハラスメント対策、業務継続計画（BCP）策定、感染症対策、地域や多職種連携などにICT活用を認めるなど、必要な体制整備等の強化や義務付けを町が行うとの説明を受けました。質疑では「認知症介護基礎研修の受講の義務付けとあるが、無資格者でも研修を受ければサービスを行えるということか」との質問に対して「介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を持たない無資格者に対して研修の義務付けを行う。認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から介護に携わる全ての者の認知症対応力を向上させる目的がある」との答弁でした。認知症グループホームのユニット数と夜勤職員配置についての変更点について説明を求めたところ、「サテライト型事業所の基準の創設、ユニット数を1から3以下とし、夜勤職員配置を現在1ユニットごと1人とされているところを3ユニットの場合であっても、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い速やかな対応が可能な構造で、安全対策を採っていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとした」との説明があり、「職員の仕事量の増加につながる可能性がある、条文の改正をしなくてはいけないのか」との質問に対して「法律の変更にあわせなくてはならない、配置は事業所が選択できることとなっている」との答弁でした。次に議案第13号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由は令和3年度介護報酬改定にあわせて辰野町が指定する地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準について見直しを行うため条例の一部を改正したいとのことです。説明では、「議案第12号の辰野町地域密着型サービスの事業同様、利用者の人権の擁護、虐待の防止等ハラスメント対策、業務継続計画（BCP）策定、感染症対策、地

域や多職種連携などに ICT 活用を認めるなど、必要な体制整備等の強化や義務付けを町が行う」との説明を受けました。質疑は特にありませんでした。次に議案第 21 号、債権の放棄について、提案理由は町立辰野病院受診費用の一部負担金について、債権の放棄、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき議会の議決を求めたいとのこと。説明では平成 15 年から平成 24 年の間の入院、外来受診者で居所不明や本人死亡による相続人不明、生活困窮にある回収不能を理由とする債権金額 284 万 7,970 円、25 件の債権放棄の説明を受けました。質疑では「これまでの未払いへの対応は」との質問に対して「以前は督促を出し本来ならば電話をかけるなどすべきだったが、連絡がくるのを待っていた状況だった。現在はマニュアルを作成して対応している。居所不明で督促が戻ってきたら住所を訪問し面接などで分納対応や受診時の連絡体制構築等で対応している。生活困窮者は生活保護につなげるなど新病院になってからの部分については未納がないよう対応している」との答弁でした。「生活保護受給者とあるが受給前の受診だったのか」との質問に対して「受診後生活保護受給につないだ。また生活困窮者とある方は保健福祉課とも相談したが生活保護に該当しなかった」との答弁でした。「処方箋が出る方が多いと思うが、会計なしで処方箋はもらえないのでは」との質問に対して「小額の方は土・日・祭日の緊急受診で院内処方等で会計をしないでしまう方が多かった。現在は後日連絡を取っている」との答弁でした。以上、福祉教育常任委員会へ付託された条例審査 4 件は採決の結果、委員全員一致にて可決すべきものと決しました。以上報告です。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより、議案第 11 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 11 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 12 号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 12 号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 13 号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 13 号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 21 号、債権の放棄についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 21 号、債権放棄については委員長報告のとおり可決されました。日程第 5、議案第 1 号、令和 3 年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1 議会費、2 総務費、4 衛生費のうち水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費、議案第 2 号、令和 3 年度辰野町上水道事業

会計予算、議案第3号、令和3年度辰野町下水道事業会計予算、議案第8号、令和3年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算、以上4議案を一括議題といたします。なお議案第2号令和3年度辰野上水道事業会計予算については提出者よりお手元にお配りしました正誤表のとおり、訂正の申し出がありましたのでお知らせいたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、向山光議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（向山）

本定例会初日、当委員会に付託されました、議案第1号から議案第3号までと、議案第8号についての審査状況を報告します。3月10日午前9時から全員協議会室において、総務産業常任委員会及び福祉教育常任委員会の合同委員会を開催し、委員全員出席のもと町長、住民税務課及びまちづくり政策課の担当者から、令和3年度辰野町一般会計予算のうち、歳入全部についての説明及び質疑を行いました。また同日午前10時40分及び3月11日午前9時から、総務産業常任委員会室において委員全員が出席し、担当者の出席のもと慎重に審査を行い、3月12日午前9時から5箇所について現場調査を実施しました。以下その概要を報告します。議案第1号、令和3年度辰野町一般会計予算に関する審査結果を報告します。歳入については全議員出席の合同委員会でしたので報告を省略します。また当委員会では歳入に関する質疑は特にありませんでした。2.歳出に関する主な質疑について報告します。1款議会費については特記すべき質疑はありませんでした。2款総務費については、1つ地区担当の集落支援員についての質問に、「地域福祉のコーディネーター役なども含めて地域課題の解決に有効であるが、地域からの推薦がない」「寄り合い事業補助金のほかに経費の嵩上げもできる」との答弁があり、「各地区の先行事例、活動状況を広めていく」「地区担当職員制度よりもより地域に密着した活動が期待できるのではないか」「各地区の防災士や地区社協の担い手の中から各課とも共通認識で取り組めばどうか」などの意見が出ました。1つたつのパークホテル、湯にいくセンターの改修工事に関連して、将来的な施設のあり方についての計画について質問があり、「個別計画はざっくりとした計画であり、建築士が入って見極めていない。補助金の裏付けもなく計画倒れになってしまう恐れもあって進んでいない」などの答弁がありました。1つ地域おこし協力隊員の起業支援補助金についての質問には、「協力隊員の任期満了に際して起業する場合に、その費用について補助するものである」との説明がありました。1つ移住定住促進事業

のホームページ更新に関連して「現在、かなりの情報をホームページから得るようになってきている。県外などからのアクセスはホームページに頼るしかない状況である。かなり思い切って変更していく必要がある」との意見がありました。1つ外国人受入環境整備交付金事業、女性・若者活躍推進事業については、「国からの交付金が終了した後の展望も明らかにして、継続的に取り組んでいく必要がある」との意見がありました。1つ、庁舎エレベーター設置に関して、「基本設計を行うが実施設計から工事に至るまでについては時期は不確定である」との答弁でした。1つマイナンバーカードの普及に関して、「付加価値をつけることについては、検討委員会を立ち上げていく」との答弁でした。4款衛生費のうち水道費については、「地域発元気づくり支援金事業によって啓発事業を行うほか、既に町へ統合された簡易水道の建設改良に係る企業債償還金を、上水道事業会計へ繰り出すものである」との説明がありました。6款農林水産業費については、1つ「農業振興センター、たつの営農に対してどこまで補助していくのか」という質問に対して、「農業振興センターについては、農協と町で負担金を出し合って町の農業振興について検討をしていくという組織で、収入を得て運営する組織ではなく、独り立ちするというような性格のものではない。町の農業政策を実践するための機能を強化する必要もある」「たつの営農は法人であり、国の交付金を得るために地区組織を統一してきたもので、まだ自立できるような状況ではない。目標的にはゼロに近づけていきたい」という答弁でした。「たつの営農自体に収益モデルがなく、交付金を得るために作った組織であるならば、補助金を出していかざるを得ないのではないか」「公益的な機能を持つ農地の維持のためにも補助は必要ではないか」という意見がありました。1つ「学校給食における地元農産物の利用率を高めるための取り組みが必要ではないか」という指摘に対しては、「価格差を補填することも課題である」との答弁でした。また「今までの農協中心、専業農家中心の農政から有機農法や地産地消などについても取り組んでいく必要がある」との答弁でした。1つかやぶきの館、土恋処よこかわの修繕に関連して今後の計画、考え方について質問があり、「長寿命化計画ができていない。そのためにも多額な費用がかかってしまう。調査費すら計上できない状況である」との答弁でした。これらについては総務費における、たつのパークホテルや湯にいくセンターにおいても指摘されていることであり、町長への要望事項としてまとめることにしました。またかやぶきの館については部屋数の半分くらいについて、リモートワークの施設として貸し付けることについての提案がありました。1つ新たな

取り組みである空き地バンクと遊休荒廃地対策との連携についての質問に対しては、「農地については、農振法との関係があり紹介しても農業委員会の許可が取れない場合もあるなどの課題があり今後研究していく」との答弁でした。1つ伊那谷アグリイノベーション推進協議会についての質問には、「信州大学農学部が事務局になって、産官学で菌床や薬草の研究を進めている」との答弁があり、また「町と信州大学との連携では、まず林業でマツタケ研究や松枯損木調査を行っていく」との答弁でした。1つ「多面的機能支払い事業について、水路維持に役立ち地域にも感謝されている。現在13団体であるがもっと利用すべきではないか」との指摘があり、「役員の高齢化、なり手不足が原因である」との答弁でした。1つ林業の担い手育成として、伐木特別教育研修負担金、林業大学校授業料補助金について、森林環境譲与税の交付金を原資としているものであり、町民、林業団体などへの周知を図るよう要望がありました。1つ「オートキャンプの評判が良い、拡充をすべきである」との指摘があると同時に一方で、「蛇石についてはあまり手を付けないでおいた方が良い」との指摘もありました。7款商工費については、1つ、サテライトオフィスの誘致に関しては、経済産業省の地域商業機能複合化推進事業と、内閣府のサテライトオフィス等開設支援事業とサテライトオフィス等進出支援事業の補助金を活用して、民間による旧商工会館等のリノベーション、DIY等によって商店街にサテライトオフィスを誘致するものであるとの説明がありました。質問に対して、「首都圏等から本社機能とは別にデザインやIT部門などを誘致する」「リスク分散や地域課題の解決そのものをビジネスにする等、地方に事務所を持ちたいという企業は多くある」という答弁でした。またこれらの事業は、トビチマーケットの成功が評価されたこと、体験宿泊型ワーク、コワーキングから2地域居住、さらに事務所を持つという展開を図っているということでした。地域おこし企業人の福田幸子さんとの連携に期待する意見もありました。また進出した企業から仕事を回してもらったり、女性の活躍の場を増やしたりの展開も期待されます。1つ諏訪工業メッセに関する質問には、「今年度は町と商工会でまとまってブースを作る」との答弁でした。1つ「今まで委託事業であったインターンシップ活用促進事業は新年度からタグボートで独自事業として展開し、町は引き続き信州フューチャーセンター事業として関係していく」との説明がありました。1つ、サイクルツーリズムの展開に関する質問に対して、「協議会を作ること自体がほかになく、サイクルアドバイザー小口良平さんとの連携によって、サイクリングコースができ案内看板も設置されている。民間でも

クラブバイステーション、自転車の道の駅、辰野タクシーとの連携などが整っている」
「長野県が整備を進めているジャパンアルプスサイクリングロードのサブルートとしての展開、一番は着地型観光として自転車で回ってもらって地元で消費してもらうことが目標である」「地域の人も参加していく、健康増進にも役に立つというような辰野町としてのサイクルツーリズムを目指したい」などの答弁がありました。8款土木費については、町単事業について、地元からの要望に対しての採択率については、「区で絞ってあげてきていただいている中で、概ね4割位。毎年優先順位が変わってあがってくるので、残りの箇所が次に採択されるというわけではない」また道路網・路線計画策定については、「本来2年で終了の予定であったがコロナ禍などの要因で3年度まで継続になった。年内にまとめたい」との答弁でした。河畔林整備事業については、「町が管理している準用河川について県の補助を得て整備するもので、河床整備は町の単費で行う」との答弁でした。9款消防費については、「軽トラックの購入はダンプタイプと通常タイプ各1台で、近年は火災出動よりも水防出動向けの使用が多いとの説明がありました。地区の防災倉庫の設置に対する質問については、宝くじによる助成制度のほかに町単独事業として自主防災組織防災資機材整備事業補助金があり、3分の2、上限10万円の補助がある。よりあい事業と合わせて使うなどの方法も考えられる」との答弁でした。また「よりあい事業補助金についても、使途が明確であれば翌年度に繰越して積み立てる形で、活用できるようにすることも検討しても良いのではないか」との意見がありました。12款公債費については特記すべき質疑はありませんでした。14款予備費については特に質疑はありませんでした。一般会計の歳入全部及び歳出の内、当委員会に付託された部分について特に異議はなく、採決の結果、委員全員一致により可決すべきものと決しました。議案第2号、令和3年度辰野町上水道事業会計予算の審査について報告します。令和2年度から簡易水道が上水道事業に統合され、それぞれの事業を款で区分していることの説明がありました。質疑では、「キャッシュフローで純利益260万円となっているが、これで順調といえるか」との質問に対して、「近年、純利益は2,000から3,000万円の実績があり、予算上は安全を見ているため低くなっている」との答弁でした。また上水道整備計画作成業務に関し、今後の施設改修の見通しについての質問に対しては、「井出の清水だけで1,500トン位のタンクを造らなければいけないが、5億、6億円かかる。経営状況をみて安定的に経営できるように進めていく。将来の料金改定の必要性など経営の見える化を進める」との答弁で

した。特に異議はなく、採決の結果委員全員一致により可決すべきものと決しました。議案第3号、令和3年度辰野町下水道事業会計予算の審議について報告します。令和2年度から地方公営企業法を適用するとともに、小野特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業を公共下水道事業へ統合した予算となっています。質疑では、ポンプの点検頻度についての質問に対し、「マンホールポンプ、水中ポンプで目安として8,000時間から1万時間で分解点検を行っている」との答弁であり、一般会計からの繰越金5億2,980万7,000円とキャッシュフローでの3億57万2,932円との差額についての質問に対しては、「3条予算の中全体に含まれている」との答弁でした。また基準内繰り入れによって賄われているかの質問に対しては、「基準内繰入については決算時でないとは確定しないが、概ね公共下水道については基準内で収まっているが、特定環境保全公共下水道、農業集落排水については厳しくなっている」との答弁でした。特に異議はなく、採決の結果、委員全員一致により可決すべきものと決しました。議案第8号、令和3年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算の審査について報告します。告知システムの後継システムへの検討に関しましては、「プロジェクト的に検討委員会を設けて検討しているが、住民への伝達手段が民間の状況とも相まって大きく変化してきており、未来を見据えて拙速な結論を避けて十分な検討をしていく」との説明がありました。特筆すべき質問はなく、採決の結果、委員全員一致により可決すべきものと決しました。なお先にも述べましたが、審査の中から次の事項について町長宛要望書を提出しました。1つ公共施設の管理に関する長期的な計画の策定を進めることについて、町が設置している公共施設に関し、公共施設等総合管理計画に基づいて、個別施設ごとに長寿命化計画、個別施設計画を策定して公共施設等の総合的適性管理の取り組みを進めることとされています。しかし町では多くの施設を擁しており、長寿命化計画の策定には多額の費用が必要となります。そこで施設の長寿命化を図るに際して、大きな費用が想定される施設や管理運営の方法について、検討が求められる施設等の長寿命化計画を策定する優先順位を明らかにし、計画的に策定を進めるよう要望します。総務産業常任委員会に付託された、令和3年度予算4件の審議結果は以上のとおりです。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 6、議案第 1 号、令和 3 年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3 民生費、4 衛生費（水道費を除く）、10 教育費、議案第 4 号、令和 3 年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第 5 号、令和 3 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第 6 号、令和 3 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 7 号、令和 3 年度辰野町町立辰野病院事業会計予算、議案第 9 号、令和 3 年度辰野町介護保険特別会計予算、以上 6 議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長 瀬戸純議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（瀬戸）

それでは本定例会初日に当委員会に付託された令和 3 年度予算関係の議案第 1 号、歳出の内、民生費、衛生費、教育費及び議案 4 号、5 号、6 号、7 号、9 号についての審査状況を報告いたします。3 月 10 日午前 10 時 40 分から、福祉教育常任委員会室において、委員全員出席し関係課担当職員出席のもと審査を行いました。また翌日の 3 月 11 日は午前 9 時から、福祉教育常任委員会室において委員全員出席し教育長及び関係課担当者職員出席のもと審査を行い、12 日午前 9 時からは 3 箇所の現場調査を実施いたしました。以下質疑を中心にその概要を報告いたします。議案第 1 号、令和 3 年度辰野町一般会計予算に関する審査、第 1 号議案辰野町一般会計予算の歳出の内、民生費について報告します。社会福祉費では保育園運営事務について、「保育園での消毒業務の費用は」との質問に対して、「消耗品費で 50%補助金と地方創生交付金 50%を使い購入、保育士などが時間内に行っている。消毒業務について昨年要望を聞いたが特になかった」との答弁に対し、「昨年要望を聞いた時点から時間がたっている。現在どうなのかを聞いて要望があれば学校のように業務委託の実施を」との要望が出されました。工事請負費では「中央保育園屋根塗装工事について、現場調査を行い建築後未改修だったが今回軒部分を含む屋根全面の 2,326 平方メートルを 3 回塗り塗装を行う。工事期間は春先から 8 月いっぱい計画している」との説明がありました。また新規事業として、給食室の雑排水の汲み取りが毎年必要となったので、令和 3 年度より予算を付けたとの説明でした。次に衛生費について報告します。予防費の保健衛生予防事業では、「新規事業、造血細胞移植者へのワクチン再接種助成事業として 1 名分を 10 万円を計上し、令和 2 年に引き続き子どもと妊婦へのインフルエンザワクチン接種費用助成事業として 1 回 2,000 円、予算額 92 万円とした」との説明がありました。

環境衛生事業について、「狂犬病予防注射の件数が100件減ったので減額をした」との説明に対して「野良猫が増え糞害などが増えている。猫の保護や糞害に対する防止に係る補助を考えてほしい」との要望が出されました。町保健対策推進事業について、「新規事業、不育症治療助成事業の内容は」との質問に対し、「妊娠中の胎児の養育に対して治療が必要な場合、経済的負担軽減のため県から1回5万円限度で助成されるが、県の該当者に対して町の上乗せ助成として1回5万円上限で助成を行う。予算は15万円とした」との答弁でした。清掃費の塵芥処理事業について、「破碎機の購入が予算化されているが、どのような機械を考えているのか」との質問に対して、「枝を砕いてチップ化する機械で、キャタピラー付で軽トラに載せられるものを考えている。初めは学校などの公共施設で使用して、順次公民館などへ貸し出しをと考えている」との答弁でした。次に教育費について報告します。教育委員会費では、「西小学校樹木伐採・剪定作業の内容は」との質問に対して「第1体育館東側のヒノキと玄関前のヒマラヤスギなどを考えている」との答弁に対して「町内の業者が少ない中で参考見積もりを出すことになる。入札金額の適正等に気を付けてもらいたい」との要望が出されました。美術館管理費では、「周辺樹木剪定委託料の内容は」との質問に対して「美術館南及び西側にかけては区の土地だが、美術館3階から景観が悪いため桜の木やカラマツなど50本程度の剪定をする。区の負担はない」との答弁でした。答弁に対して「樹木剪定に里山整備の補助金などを使うことはできないのか」との意見が出されました。美術館特別展事業では、『『くらしの足元展』を企画している。クラウドファンディングを利用した資金集めも行う」との説明に対して「総事業費がどのくらいなのか出ていない。クラウドファンディングで集める金額を総事業費に入れ計算してから、町からの委託料を検討し計上すべきだ」との意見が出されました。町民会館管理運営費では、「町民会館Wi-Fi設備設置工事について現場調査を行い、ルーターの設置場所などを調査しました。「災害時のことも考えてフリーWi-Fiとのことだが、どのくらいの範囲まで受信できるのか」との質問に対して、「全会館内での使用で災害時アクセス数を増やせるように配線を考えている。セキュリティの問題もあって、始めからアクセス数を大きくすることは考えていない」との答弁でした。スポーツ公園管理費では、「荒神山エリアマネジメント会議委員報酬の内容は」との質問に対し「荒神山全体を考えた会議で年3回を予定している。町体協・スポーツ推進委員やPTA役員など10人ほどを予定している」との答弁でした。以上、本定例会、福祉教育常任委員会に付託され

た令和3年度一般会計予算は、全員一致で可決すべきものと決しました。次に特別会計予算について報告いたします。議案第4号、令和3年度辰野町国民健康保険特別会計予算についてであります。後期高齢者医療保険や被用者保険への移行により被保険者数は減少しているが、医療の高度化により医療費は増加している。保険給付費の増加を見込み、前年度を2,968万7,000円増の予算総額20億3,970万7,000円とした。歳入では国保税3億4,271万円、前年度比1,071万6,000円の減額とし、県支出金では保険給付費等交付金を歳入総額の77.1%にあたる15億7,410万4,000円、前年度比2,667万7,000円の増額、繰入金では一般会計の繰入金を1億840万円、基金繰入金を1,300万円予算化し、保険料の値上げは行わないこととした。歳出では、保険給付費を歳出総額の76.7%にあたる15億6,356万1,000円、前年度比2,603万5,000円の増額。事業費納付金は県査定値である4億3,353万9,000円。新規負担金としてマイナンバー利用のためのオンライン資格確認等運営負担金8万8,000円ほか特定検診事業費・人間ドック補助金などの費用を計上した。令和3年度には長野県国民健康保険運営方針が改正され、保険料統一に向けたロードマップが示される。保険事業や医療費適正化の取り組みを積極的に行い、安定的な財政運営に努め県とともに保険料統一に向けて具体化を図るとの説明でした。質疑では、「コロナ禍での検診委託料の内容は」との質問に対し「巡回型検診は保健センターを会場に2週間で900人を予定し、個別検診・医療機関検診では700人を予定している。また令和3年度も検診費用500円とする」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第5号、令和3年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。予算総額499万7,000円で、前年度比24万3,000円の減額となった。患者数の減少及び訪問診療の減少による歳入減を見込み、国保会計等からの繰り入れにより運営を行うが引き続き診療所の運営について検討していくとのこと。質疑は特になく、採決の結果全員一致で可決すべきものと決しました。議案第6号、令和3年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算について報告いたします。予算総額は3億1,401万円で前年度比208万5,000円の増額となった。歳入は後期高齢者医療保険料2億4,529万2,000円、繰入金、保険基盤安定分として5,980万7,000円などを計上し、歳出では、負担金として保険料納付金2億4,509万2,000円、保険基盤安定納付金5,980万7,000円などを計上した。現在後期高齢者窓口負担割合について2割負担を新設する見直しが行われている。高齢化の進展により医療費の増加する中、制度の安定性を確保するために、保健福祉・

国民健康保険と協力し、健康寿命延伸のための事業に取り組んでいくとの説明がありました。質疑では、保険料の2割負担について町民から不安の声を聞いているとの意見が出されました。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第7号、令和3年度町立辰野病院事業会計予算について報告いたします。新型コロナウイルス感染症の影響で、病院経営は非常に厳しく加えてワクチン接種等の通常業務においても体制の変更を余儀なくされている。また地域包括ケアシステムの構築に積極的に参画し、「地域に飛び出す町立辰野病院」を推進していくとしています。収益的収入は21億3,205万4,000円で前年度比0.1%増を見込んでおり、医業収益については現在の状況から、入院収益は減額、外来収益は増額と見込み、医業外収益については前年度比4.2%、一般会計繰入金が1,699万4,000円減額とした。二年目になった訪問看護事業費については、前年度の実績及び利用者増による1,809万8,000円増の4億8,520万円とした。一般会計からの繰入金は、収益的収入、資本的収入合わせて4億5,000万円とし前年度より1,700万円の減額とのことです。地域包括病床の稼働率が90%を越えている、増床も視野に増収を図る。薬品費ではジェネリック使用を90%まで伸ばしてきたが、高額薬剤使用により6,000万円増を見込んでいる。訪問看護事業ではタブレットを使用した速やかな報告・情報共有を行い、利便性を図り訪問件数を増加し増収を考えている。引き続き医師を含め医療スタッフ確保についても努力し、地域密着型病院として信頼される病院となるよう努めていくとの説明がありました。質疑では、「引き続き検診に力を入れるとのことだが体制や内容の変更はあるのか」との質問に対し「胃カメラ検査を毎日できる体制を作っている。町内の事業所を訪問し件数を増やしている」また、「泌尿器科の受診曜日を増やせないか」との質問に対して「月2回、隔週金曜日を追加し増やすことになった」との答弁でした。採決の結果全員一致で可決すべきものと決しました。最後に議案第9号、令和3年度辰野町介護保険会計特別会計予算について報告します。予算総額は21億2,648万7,000円で前年度比1億52万3,000円の増額となった。歳入では保険料、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などの増額が見込まれ、歳出について総務費では、地域包括支援センター人件費、保険料賦課徴収費等の4,353万8,000円とし、保険給付費では、前年度比9,797万6,000円増の19億8,069万円、地域支援事業費では、1億184万2,000円を計上し、介護予防・日常生活支援総合事業や一般介護予防事業等を行う。介護保険料は据え置きとしたとの説明がありました。質疑では、「生活支援コーディネーターや地域福祉コ

ーディネーター配置のための予算がないが」との質問に対して「生活支援サポーターの中で意欲のある方に生活支援コーディネーターを有償でお願いしたい、また町社協とも連携して地域福祉コーディネーター配置を考えている」との答弁でした。「地域包括ケアシステムの更なる深化と推進を図るとしているが、予算の中や説明では見えてこない」との意見が出され、別途要望書を町長宛に提出いたしました。採決の結果全員一致で可決すべきものと決しました。福祉教育常任委員会に付託されました令和3年度予算審議に関する議案の審査結果は以上のとおりです。なお今回の委員会審査において要望事項が出されましたので、あわせて1件を町長要望として提出いたしました。地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について、町は第8期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画、地域包括ケア計画を2021年度より実施に向けて策定中です。基本計画の目標に高齢者の自立支援を掲げ、地域包括支援センターの体制整備、地域ケアシステムの深化・推進を図るとしています。しかしながら来年度予算は現体制のまま予算計上であり、生活支援コーディネーター等の構築の姿が見えてきません。また事業推進のための会議等が実施されていません。よって事業の深化・推進を図るための専門部会による会議等の実施及び生活支援コーディネーター設置等の予算化を図ることを要望します。以上をもちまして委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいまの審査結果報告の中に要望事項等がありましたので、町長より答弁を求めます。

○町 長

ただ今、両委員会より要望事項がございましたので、それぞれ答えさせていただきます。はじめに総務産業常任委員会から提出された要望事項にお答えいたします。町では10年後の将来需要に適した規模・配置により必要な施設、サービスの継続と質の向上を目指し平成28年11月に辰野町公共施設等総合管理計画を策定しました。この計画に基づき個別施設計画を策定するわけですが、そのためには専門家による詳細な調査が必要であり、費用も多額になることから補助金などを活用しながら可能なところから進めている現状です。建築後30年以上経過した公共施設は全体の59.2%を占め

多くが老朽化により支障が出始めている現状と、人口減少・少子高齢化の進行を見据えた施設運営や配置・財政状況を考えると、この度のご指摘の必要性を強く感じているところであります。ご指摘を踏まえ第6次総合計画、前期基本計画の第2編、未来志向の行政改革の戦略6でうたっておりますとおり、公共施設のマネジメントの強化に取り組むと共に、辰野町公共施設等総合管理計画の見直しを進めてまいり所存であります。続きまして福祉教育常任委員会から提出された要望事項にお答えします。地域包括ケアシステムの構築・深化・推進については、これまでも地域課題を把握する手段として地域ケア会議等を開催してまいりました。昨年末には地域課題を共有する場として、さまざまな職種や団体、関係機関の方々に参画していただき、辰野町地域ケア推進会議を立ち上げました。そしてこの会議で共有された個人や地域のケアについて適格な解決策を見出すために課題に応じた専門部会を開催してまいります。すでに生活支援検討部会を開催して高齢者の移動手手段の検討を始めましたが、今後も新たな生活支援サービスの創設に向けて計画的に専門部会を開催してまいります。また生活支援コーディネーターにつきましては、町全域を担当するコーディネーター1名について予算を増額し活動を強化してまいります。一方地域ごとに配置を予定している生活支援コーディネーターにつきましては、人材の確保に苦慮しているところであり今後は関係機関と連携して人材確保に努め、その見通しが立ったところで補正予算等の対応をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議 長

次に委員長報告の行われました、日程第5、議案第1号から日程第6、議案第9号までについて一括して討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

議 長

討論を終結いたします。これより採決いたします。はじめに議案第1号、令和3年度辰野町一般会計予算についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号、令和3年度辰野町一般会計予算について

は委員長の報告とおりに可決されました。次に議案第2号、令和3年度辰野町上水道事業会計予算、議案第3号、令和3年度辰野町下水道事業会計予算、議案第4号、令和3年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第5号、令和3年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第6号、令和3年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第7号、令和3年度町立辰野病院事業会計予算、議案第8号、令和3年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算、議案第9号、令和3年度辰野町介護保険特別会計予算、以上8議案についてを一括採決いたします。お諮りいたします。本案に対する各委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第9号につきましては委員長報告のとおり可決されました。日程第7、議案第17号、令和2年度辰野町一般会計補正予算(第16号)を議題といたします。はじめに質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより議案第17号、令和2年度辰野町一般会計補正予算(第16号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって令和2年度辰野町一般会計補正予算(第16号)は原案のとおり可決されました。日程第8、議案第18号、令和2年度辰野町下水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 18 号、令和 2 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 18 号、令和 2 年度辰野町下水道事業会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。日程第 9、議案第 20 号、令和 2 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本件については、提出者よりお手元にお配りしました正誤表のとおり、訂正の申し出がありましたのでお知らせいたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 20 号、令和 2 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 20 号、令和 2 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。日程第 10、議案第 24 号、辰野町第 6 次総合計画基本構想の変更についてを議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 24 号、辰野町第 6 次総合計画基本構想の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 24 号、辰野町第 6 次総合計画基本構想の変更については、原案のとおり可決されました。日程第 11、議案第 25 号、辰野町第 6 次総合

計画前期基本計画についてを議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 25 号、辰野町第 6 次総合計画前期基本計画についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 25 号、辰野町第 6 次総合計画前期基本計画については、原案のとおり可決されました。ただいまより暫時休憩といたします。再開時間は 15 時 15 分、3 時 15 分といたしますので、時間までにご集合ください。

休憩開始 15 時 00 分

再開時間 15 時 15 分

○議長

再開いたします。日程第 12、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会への付託となりました、陳情第 1 号、国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情書、陳情第 2 号、最低制限価格の設定に関する陳情書、陳情第 3 号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書、陳情第 4 号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書」の採択を求める陳情書、以上 4 件について総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、向山光議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（向山）

本定例会初日に当委員会に付託されました陳情第 1 号から第 4 号までの 4 件の審査結果を報告いたします。3 月 11 日午後 4 時 50 分から総務産業常任委員会室において、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。以下その概要を報告いたします。陳情第 1 号、国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情書、提出者は一般社団法人長野県建築士事務所協会会長土屋長命氏、上伊那支部長宮下治氏。趣旨は町において建築物の設計・工事管理業務を発注する際に、国土交通大臣告示第 98 号に準拠した官庁施設の設計業務等積算要領に基づいて、算定が行われることを求めるものです。町におい

ては、役場に建築士がいないため町内の5社ある建築士に委託して業務発注をしているが、5社とも建築士事務所協会には所属していない。業務遂行の適正な水準を維持することを目的とする陳情の趣旨は理解できるが、その趣旨にそって発注した場合、契約金額はかなり高額になることが想定される。町としては指名競争入札によって、競争原理のもとに適正に発注している。以上のことから全員一致で趣旨採択とすべきと決しました。陳情第2号、最低制限価格の設定に関する陳情書、提出者は陳情第1号と同じです。趣旨は、町において建築物の設計工事管理業務等を発注する場合に、最低制限価格を設定することと、その最低制限価格を発注予定額の90%以上に設定することを求めるものです。町の場合最低制限価格制度の施行要綱を定め一般競争入札の建設工事について予定価格以下の応札者が3社未満の場合85%、それ以外の場合85から90%としている、これは委託業務を含んでいない。実際の落札率は90%以上であり業者から特に不満は聞かれない。業務遂行の適正な水準を維持することを目的とする陳情の趣旨は理解できるが、直ちにこれによることは実情に即さないと考える。以上のことから全員一致で趣旨採択とすべきと決しました。陳情第3号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書、提出者は陳情第1号と同じです。趣旨は町において耐震診断業務を発注する際に、国土交通大臣が定めた業務報酬基準告知第670号に準拠した契約を行うこと、また同告示第98号に基づく官庁施設の設計業務等積算基準及び積算要領による業務報酬の算定が行われることを求めるものです。町において特定建築物にあたる公共施設について、耐震工事が完了していない施設は、荒神山体育館と西小の社会体育館の2つであるが、いずれも耐震診断は終了している。陳情第1号同様町内5社によって、公正な入札と業務遂行が期待できる。業務遂行の適正な水準を維持することを目的とする陳情の趣旨は理解できるが、これによることは実情に即さないと考える。以上のことから全員一致で趣旨採択とすべきと決しました。陳情第4号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書」、提出者は上伊那地区労働組合連合会、議長宮澤芳博氏、趣旨は日本経済はコロナ禍で深刻な危機に直面しており、このコロナ禍で真っ先に生活破綻に陥ったのは最低賃金近傍で働く労働者である。コロナ禍を克服し日本経済の回復するためには国民の購買力を高める必要がある。最低賃金を全国一律に是正することと、抜本的に引き上げることは貧困をなくす点で福祉政策であり、地域経済を守るための経済対策でもある。最低賃金は全国一律であるべきとの科学的裏付けもある。以上から最低賃金を1,500円以上の全国一律の制度に改める

と共に、中小企業支援策を拡充することを国に求める決議を求めるものです。審査における意見は、1つ町の会計年度任用職員の賃金は850円から860円であり、これを1,500円に上げれば役場はつぶれてしまう。中小企業も立ち行かなくなるなどさまざま矛盾があって無理な要求ではないか、1つ中小企業支援とあわせての陳情であり、自治体に対しても地方交付税等で措置されるべきだ。全国一律の最低賃金についても科学的に裏付けられている。1つ実際に東京と地方では生活費に差がある。それを一律にしていくのは無理がある。企業側の収益が回復しない限り従業員の賃金を上げていくのは難しい。同時には無理でまずは企業の業績を上げることが先ではないか。1つ1,500円という急激に上げるのには反対である。中小企業の経営を圧迫するのではないか。1つ自民党の中にも国内企業の内部留保が500兆円に上っており、それに5%の課税をしてそれを原資に最低賃金改善に充てるべきという議論もある。1つ内部留保が多額であることに批判はあるが、経営者としては内部留保についてさまざまな危機に向けてとっておきたいものだ。1つこの1年で内部留保は10兆円増えている。1つ、今は労使が対立しているという概念ではなく、ベーシックインカムという考えで対応していくべきで、労働組合も変わっていくべきだというものでした。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきと決しました。以上陳情第1号から第4号までの審査結果の報告とします。

○議 長

ただ今の委員長報告に対し、陳情第1号、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより、陳情第1号、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり決しました。次に陳情第2号、最低制限価格の設定に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。次に討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第2号、最低制限価格の設定に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、趣旨採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第2号は、委員長報告のとおり決しました。次に陳情第3号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を集結いたします。これより陳情第3号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって陳情第3号は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第4号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書」について質疑を行います。ありませんか。質問ですか。瀬戸議員。

○瀬戸(3番)

委員長に質問します。コロナ禍でもあり最低賃金の値上げができるように、経済的ダメージが深刻な中小企業への支援策拡充についての、一部採択の意見は出せられなかったのかお聞きします。

○総務産業常任委員長（向山）

委員会審査においては、特にそのような意見はありませんでした。

○議 長

よろしいでしょうか、はい。そのほか質疑はありませんか。

（議場 なし）

○議 長

討論を行います。ありませんか。瀬戸議員。

○瀬 戸（3番）

私は委員長報告に反対する立場から討論をいたします。昨年3月議会でも同じ陳情が出され、不採択となった経過があります。議会後4月緊急事態宣言の発出で日本全国さまざまな仕事や動きが制限され、特に中小企業や自営業者は仕事が減り営業自粛を余儀なくされ大幅な収入減となり、そこで働く労働者の収入が減りました。また福祉、小売、飲食、サービス業等感染拡大でも休めない仕事を担っている多くが、非正規雇用の労働者で低賃金で働いています。30代の非正規労働者の男性からは、「月収が15万円、残業がなくなって収入が減った。生活していくだけで精一杯、結婚は夢のまた夢」との声をお聞きしています。自営業者、会社員、農業者、賃上げが必要ないと思っている人はいないのではないのでしょうか。長野県は昨年10月1日から最低賃金が849円となりました。ここ数年25円から27円ほど引き上げてきましたが、去年はたったの1円です。今回の陳情の1,500円以上を目指す理由では、最低生計費試算調査で長野市在住の男性ひとり暮らしに必要な生計費は月額25万4,812円で時給換算では1,699円の収入が必要との科学的な裏付けがされ、また時給の地域格差是正、全国一律最低賃金に関しても都市部と地方との最低生活費による大きな格差が認められないことも科学的な裏付けがされました。昨年10月末に財務省が2019年度の法人企業統計で、企業が蓄えた内部留保にあたる利益剰余金が前年度比2.6%増の475兆161億円となり、8年連続で過去最高を更新したと発表がありました。12月には先ほど委員長の方からも報告がありましたように、自民党の最低賃金一元化推進議員連盟が取りまとめた提言書でも大企業の内部留保課税の可能性に触れつつ、賃金や社会保険料の支払

いを直接助成する方策も検討するに値すると対応策も提示し、最低賃金を全国一律にするよう求める提言をまとめています。同一労働、同一賃金を見ても中小企業で対応済みは3割とされています。賃金を支給する支払い側の支払い能力はコロナ禍でますます厳しい状況になっています。コロナ禍だからこそ最低賃金を引き上げる、そのためには中小企業への支援策を強めることこそが強く求められていると考えます。最低賃金の地域格差をなくし、全国一律最低賃金とし最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ速やかに1,500円を目指すべきです。そして社会保険料の事業者負担分を減免するなどして、最低賃金の引き上げをしやすくするために中小企業に対して直接国が応援をする、より一層の支援拡充を行うことが今求められていると私は考えます。よってこの陳情は採択すべきと考え委員長報告には反対します。

○議長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。池田議員。

○池田(8番)

はい。私はただいまの総務産業常任委員長報告の「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書」不採択に賛成の立場から討論に参加します。まず本陳情は昨年3月議会に付議され不採択となっていた案件と陳情内容がほとんど同じで変わっていません。陳情の趣旨は3つです。1つ労働者の生活を支えるために最低賃金1,500円以上を目指すこと、2. 最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること、3. 最低賃金の引き上げと企業経営を継続できるようにするため中小企業への支援策を最大限拡充することを求めるものです。私は中小企業への支援から最低賃金の引き上げに展開するこれは理解できますが、1. 現状は最低賃金時給の引き上げが毎年検討され、少ないながらも引き上げられていること、2番目、東京の1,013円と長野県849円の時給をいきなり最低1,500円以上の引き上げはあまりにも現実離れしていないでしょうか。3番目全国一律の最低賃金の要求は、東名阪の経済圏と地方圏では物価水準が異なり時給差は認めざるを得ないと思います。科学的根拠と算出された数字もありますけれども、やはりこの科学的根拠はもっと広く算定されるべきものと考えます。以上の3点から考えますと、本件の陳情は現実から大きくかけ離れています。まずは中小企業を含めた経営が継続されるその上で最低賃金時給引き上げが可能と考えます。全国一律1,500円以上の最低賃金時給の要求は、基本的には無理があるといわざるを得ません。最低賃金時給の引き上げには企業経営の支援策が必要と本陳情にありますので、中小

企業経営者の賛同をある程度得た陳情にすべきと考えます。よって本陳情に対する委員長報告の不採択は妥当と考え賛成いたします。以上です。

○議 長

他にありませんか。討論を終結いたします。これより陳情第4号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書」を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって原案について起立による採決を行います。原案を採択するに賛成の方、ご起立願います。

(議場 起立 3名)

○議 長

起立少数です。よって陳情第4号は不採択とすることに決しました。日程第13、追加提出議案の審議について、議案第26号、令和3年度辰野町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和3年度辰野町一般会計補正予算(1号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は新型コロナウイルスワクチンの接種にかかる費用、地方創生臨時交付金事業、マイナンバーカード申請におけるマイナポイント事業費補助金を追加するものであります。なお今回の補正内容は新年度初日の4月1日から執行する緊急性と当年度からの継続性がある事業等であるため、新年度開始前ではあります。補正総額は1億2,820万3,000円の追加で予算総額は87億2,820万3,000円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては国庫支出金の増額であります。歳出につきましては総務費でマイナンバーカードの申請で取得できるマイナポイントが期間延長とされたことにより、マイナンバーカードの事務に携わる会計年度任用職員報酬等の組み換え、広報に係る経費、地方創生臨時交付金事業では高齢者のワクチン接種のための移動支援、感染予防対策として地区公民館等の施設改修や設備導入費用の補助、新型コロナウイルスにより大きな影響を受けた町内飲食店等へ応援金を支給する「ガンバル飲食店等応援金」等が主なものであります。衛生費では新型コロナウイルスワクチンの接種に従事する医師、看護師への報償、町立辰野病院への接種委託料を追加するものであります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い

い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 26 号、令和 3 年度辰野町一般会計補正予算(第 1 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 26 号は原案のとおり可決されました。日程第 14、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり閉会中の継続審査申出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規定により、各委員長申し出どおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 15、議員派遣についてを議題と致します。お諮り致します。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配布いたしましたとおりに議員派遣をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおりに派遣することに決しました。

以上で、本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。東日本大震災から 10 年を経過しま

した。犠牲となられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方に心よりお見舞いを申し上げます。この震災の教訓を忘れずにいつ発生するかわからない自然災害に備え、町民の生命を守るため地域防災力の強化に一層取り組んでまいり所存ですので、皆様のご協力をお願い申し上げます。さて3月1日に開会いたしました、第3回辰野町議会定例会にご提案申し上げます、追加を含む26議案すべてを、原案通り可決いただき感謝申し上げます。特に今議会では、第6次総合計画の初年度となる令和3年度の各会計当初予算について「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」の実現に向けた「未来共創型（未来を共に創る）予算」としてご説明申し上げご審議をいただきました。一般質問では第6次総合計画や新型コロナウイルスのワクチン接種、移住定住、窓口対応、環境問題、教育行政など幅広い分野にわたりご質問、ご意見をいただきました。町の将来を見据えてご提案をいただいた議員各位に心から感謝を申し上げます。新型コロナウイルス感染症関連では、65歳以上の高齢者へのワクチン接種に向けて、日々変わる国の動向を見据えながら着々と準備を進めているところですが、本日最終日においてもワクチン接種にかかる費用とあわせて感染予防対策の徹底と、あわせて実施する地域経済・社会活動を支える事業の関連予算を追加議案し可決いただきました。また先日も岩田議長、向山総務産業常任委員長とともに、町内飲食店の感染予防対策の実施状況や経営に及ぼしている影響などの実態を把握するために、町料飲店組合のご協力を得て現地を視察調査させていただきましたが、それぞれに工夫されて感染防止対策に徹底されていることを確認いたしました。町民の皆様にも県が示している信州版、新しい会食のすすめを参考に新しい日常にマッチした会食スタイルの実践・定着をお願いするところであります。なお、本議会へ提出した議案の資料に一部誤りがありました。本日訂正させていただいたところではありますが、大変申し訳ありませんでした。今後はこのようなことがないようチェックを徹底し万全を期する所存でございます。令和3年度も依然として新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続き、例年以上に厳しい財政状況ではありますが、議員各位や町民の皆様の英知をお借りしながら、職員と全力で各事業を遂行してまいり所存です。議員各位のますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ3月定例会閉会にあたりましての挨拶と致します。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして3月1日に開会しました、令和3

年第3回辰野町議会定例会を閉会と致します。18日間の大変な長丁場苦勞様でした。ここで、この3月末をもって定年退職をされます、一ノ瀬敏樹まちづくり政策課長より挨拶をしたい旨の申し出がありました。これを許可いたします。一ノ瀬まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（一ノ瀬）

本議会議終了後の貴重な時間をいただきましてありがとうございます。38年間の公務員人生を振り返りますと、多くの都市計画事業に携わり地域の価値を高めようとして、図面に線を引き色を塗り続けた若き日々、そして現在、今ある地域資源を住民の力で磨き、知恵を絞って活用していくことが求められる時代となりました。こうした変化をどのように第6次総合計画に反映させていくのか悩んだ日々でもありました。この間、諸先輩方そして同僚、後輩職員の仕事への情熱に背中を押されながら、幸せな公務員人生を送ることができました。また議員各位からは一般質問また委員会などの場で各施策へのご意見やご提案、厳しいご指摘を賜り、町民の皆様が今求めている要望に気づかされたことも多く、心より感謝申し上げます。これからの人生、一人ひとりの活躍が明日の辰野町をつくっていく、その一人として微力ながら与えられた役割を果たしていきたいと思っております。最後に辰野町の発展と本日お集まりの皆様のご健勝をご祈念申し上げ、退任にあたってのお礼の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

（議場 拍手）

○議長

ただいまご挨拶いただきました一ノ瀬課長に対しまして、議会を代表いたしまして感謝とお礼の言葉を一言申し上げます。一ノ瀬課長、本当にですね、辰野町の生え抜きの政策マンとして、まちづくりの前は産業振興課長それからまちづくりの今度は政策課長ということで、辰野町の行政の攻めの部分一番最前線に立って指揮していただきました。いろいろ思い出もありますけれども、議員からの厳しい言葉もあったと思いますけれども、本当にがんばっていただきました。私からはですね、まさに「ザ カチョウ イン タツノタウン」辰野町のまさに課長、辰野町が育てて、辰野町で育てていただいた課長だと思います。これからですね、卒業ということでございますけれども、次のステージも用意されておると思います。またですね、まだまだこれからその経験を生かしてですね、われわれもまた指導していただいたり、後進も指導してい

ただ形の中で、辰野町のためにさらにですねがんばっていただけたらと思います。
ありがとうございました。

(議場 拍手)

○議長

以上、すべて終了しました。ありがとうございました。

10. 閉会の時期

3月18日 午後3時45分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係長 田中香織の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 11 番

署名議員 1 番